

十勝地域林業担い手確保推進協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、「十勝地域林業担い手確保推進協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、十勝地域(十勝総合振興局管内)における林業担い手をめぐる現状や課題に関する認識を共有し、課題解決に向け、各構成員が一体となって林業担い手の育成・確保に係る取組を推進することを目的とする。

(協議事項等)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 十勝地域林業担い手確保推進協議会の設置・運営について
- (2) 林業担い手の育成・確保に係る現状・課題について
- (3) 十勝地域林業担い手確保推進協議会の取組内容の検討について
- (4) その他林業担い手に関する事項について

2 協議会は、前項第3号による取組を行う。

(構成員)

第4条 協議会は、別表の構成員をもって組織する。

2 構成員の変更については、次条に規定する会長の承認を得て行う。

(会長の職務)

第5条 協議会には会長を置き、会長は構成員の互選により選出された者があたる。

2 会長は、協議会を代表し、運営を統括する。

3 会長が不在の場合は、あらかじめ会長が指名した構成員が、その職務を代行する。

(会長の任期)

第6条 会長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の会長を選出するまでの間は、なおその職務を行う。

(アドバイザー)

第7条 協議会にはアドバイザーを置き、会長が必要と認める者がその職にあたる。アドバイザーは、協議会の活動を支援し、助言を行う。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

2 構成員が会議に出席できない場合は、代理者を会議に出席させることができる。

3 会長が必要と認める場合は、構成員及びアドバイザー以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第9条 会長が必要と認める場合は、協議会に部会を設置することができる。

2 部会は、協議会から付託された事項について協議する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、北海道十勝総合振興局林務課に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附則

この規約は、平成28年(2016年) 5月31日より施行する。

この規約は、平成30年(2018年) 4月 1日より施行する。

この規約は、令和 5年(2023年) 6月13日より施行する。